

平成26年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成26年12月19日（金曜日）

○議事日程（第5号）

平成26年12月19日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第49号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第50号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第51号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第52号 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第53号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第54号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第55号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第56号 平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第10 議案第57号 平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議案第58号 平成26年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第12 議案第59号 平成26年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第13 議案第60号 平成26年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第14 議案第61号 尾鷲市過疎地域自立促進計画の一部変更について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第15 発議第 5号 C L Tの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書について
（提案説明、質疑、討論、採決）

日程第16 報告第14号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
（報告、質疑）

○出席議員（13名）

1番 真井紀夫 議員	2番 内山鉄芳 議員
3番 中平隆夫 議員	4番 田中勲 議員
5番 小川公明 議員	6番 濱中佳芳子 議員
7番 三鬼和昭 議員	8番 南靖久 議員
9番 榎本隆吉 議員	10番 高村泰徳 議員
11番 奥田尚佳 議員	12番 三鬼孝之 議員
13番 村田幸隆 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	山 口 武 美 君
会計管理者兼出納室長	南 進 君
市長公室長	北 村 琢 磨 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	尾 上 廣 宣 君
市民サービス課長	湯 浅 富 士 雄 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	内 山 洋 輔 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	更 谷 哲 也 君
水道部長	上 田 敏 博 君

尾鷲総合病院事務長	諦	乗	正	君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	大	川	勝	之君
教育委員長	上	岡	雄	児君
教育長	二	村	直	司君
教育委員会教育総務課長	佐	野	憲	司君
教育委員会生涯学習課長	川	口	清	君
教育委員会学校教育担当調整監	山	本	樹	君
監査委員	桑	原	紘	市君
監査委員事務局長	深	瀬	由佳子	君

○議会事務局職員出席者

事務局長	内	山	雅	善
事務局次長兼議事・調査係長	岩	本		功
議事・調査係書記	松	永	佳	久

〔開議 午前10時00分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

次に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において6番、濱中佳芳子議員、7番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第49号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」から日程第14、議案第61号「尾鷲市過疎地域自立促進計画の一部変更について」までの計13議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました13議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、三鬼和昭委員長。

〔7番（三鬼和昭議員）登壇〕

7番（三鬼和昭議員） おはようございます。

私ども総務産業常任委員会へ付託されました議案第49号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第50号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第51号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第55号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、議案第61号「尾鷲市過疎地域自立促進計画の一部変更について」の5議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

去る12月12日午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第49号、議案第50号につきましては、賛成多数をもって、議案第51号、議案第55号、議案第61号につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決

すべきものと決しましたので、まずもって御報告申し上げます。

なお、議案第49号、議案第50号の審査につきましては、本条例改正案は市長及び副市長並びに教育長の給与等に関する条例の一部改正についてで、具体的には期末手当の支給月数を2.05カ月から2.2カ月と改めるものですが、本市では給与に関して、行政規模により人事委員会を設置していないことから、これまでのほとんどの給与に関する一部改正につきましては国の人事院における勧告を粛々と準拠してきた経緯があります。

しかしながら、同様の状況にありながらも、今回については県内4市で人事院勧告に準拠せず、条例の一部改正を見送ったという事例もあり、本市においても市内の経済状況、市民の感情を鑑みた決断は考えられなかったのかという強い指摘など、せめて特別職、特に市長においては行政運営上、そのような姿勢、気概を見せるべきではなかったかという意見が、反対された委員はもちろんのこと、賛成した委員からもあり、苦渋の選択であったことを申し添えさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、生活文教常任委員会、真井紀夫委員長。

〔1番（真井紀夫議員）登壇〕

1番（真井紀夫議員） 私ども生活文教常任委員会に付託されました議案第52号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」、議案第53号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」、議案第54号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、以上3議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

去る12月15日午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査をいたしました結果、付託されました3議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、予算決算常任委員会、内山鉄芳委員長。

〔2番（内山鉄芳議員）登壇〕

2番（内山鉄芳議員） それでは、御報告申し上げます。

私ども予算決算常任委員会に付託になりました議案第56号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」、議案第57号「平成26年

度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第58号「平成26年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第59号「平成26年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第60号「平成26年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」、以上5議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る12月16日及び17日の両日、午前10時より、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査した結果、付託されました5議案のうち、議案第56号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」につきましては、市長及び副市長並びに教育長の期末手当にかかわる増額分について、尾鷲市では従来より人事院勧告に沿った形で給与の引き上げ、引き下げを行っておることは承知しているものの、現在の尾鷲市内の経済情勢、市民感情に鑑みれば、今回の期末手当支給割合の引き上げは行うべきではないという理由から、この増額分を修正しようとする修正案が提出されました。委員会において、この修正案の採決を行った結果、賛成少数により修正案は否決となりました。次に、原案について採決を行った結果、賛成少数により原案を否決すべきものと決しました。また、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号の4議案につきましては、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、今回の一般会計補正予算（第6号）の審査において、債務負担行為として指定ごみ袋製造業務委託及び同保管配送業務委託、また清掃工場排ガス分析装置更新工事が設定させておりますが、これらについては、翌年度の4月以降に業務が開始されるものではなく、本年度に入札・契約を行い、契約に基づく業務が開始されるものであり、こうした案件については歳出予算の中に計上した上で、より具体的でしっかりとした議論を行ったほうがよいのではないかという意見がありました。

また、前回第3回定例会の委員長報告において、当委員会のみならず議会に提出する資料については十分に事前チェックを行い、今後このようなミスが発生しないように求める指摘をしたにもかかわらず、今定例会においても一般会計、病院事業会計において重大な間違いがございましたことはまことに遺憾であると言わざるを得ません。このことについては議長から定例会冒頭に強く指摘をされて

おりますが、重ねて今後の職員体制、チェック体制の見直しを図り、こうしたミスによって委員会運営に支障を来すことのないよう十分心していただきますよう強く指摘をしておきます。

以上、申し添えさせていただき、予算決算常任委員会の委員長報告といたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑、ございませんか。

11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） ただいまの委員長報告に対して、総務産業常任委員長に少しお聞きしたいと思います。

まず、議案第49号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」と、議案第50号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」ですが、賛成多数であったということでありまして、賛成の方からも強い指摘があったけれども、苦渋の選択ということで、賛成に回られたというような報告がございましたが、この2議案につきましてどのような審議がなされ、そして結果的に賛成多数になったのか、その辺のところをもう少し詳しく教えていただきたいのと、もう一つ、議案第51号「職員の給与に関する条例の一部改正について」でございますが、これについてどのような質疑応答等があって全会一致になったのか教えてください。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼委員長。

7番（三鬼和昭議員） 議案第49号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、あわせて議案第50号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」でございますが、先ほども報告させていただきましたように、これまで、過去に例外もございましたが、ほとんどが人事院の勧告により、先ほども予算決算委員長から報告がありましたように、準拠してきたという経緯がありますが、やはり委員の多くは市内の状況であるとか現在のことを考えて、すべきではなかったのではないかということについて執行部にたずということがほとんどで。

あともう一点は、先ほど人事委員会と申しましたが、本市の場合は基本的な部分は報酬審議会というのが議員と特別職のベースを決めておるわけですが、第三者機関にこういった賞与についても諮るべきではなかったかという意見がござ

いました。それについて、執行部からは人事院の勧告に肅々と準拠してきたというのが主なもので、第三者委員会については、それも最後には、今後考えていきたいというようなことで、ほとんどがその質疑応答に終始した状況でございました。

職員のものについては、別段議員のほうからは特別な質疑というのはいりませんが、確認というんですか、本会において引き上げがあるにしても、27年以降、ベースが下がっていくということで、退職金においても現況よりか金額が下がっていくと。具体的な金額については執行部から説明があったと。そういった議論が、質疑応答が交わされました。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） よくわかりました。それにしても議案49号と50号につきましては、今、例外はあったけれども、人事院勧告に沿って肅々と議論を進めてそういう結果に至ったということでございますけれども、南議員が議案に対する質疑の中で言われていたように、伊藤市長時代にもこういうことがあったんですよね。市長、副市長、教育長のたしか賞与だと思いますが、それについてもそのときに議会は否決しております。

ですから、そういうふうな、今、そのときに比べて尾鷲市というのはかなり景気が冷え込んでいるという状況があると思うんですけれども、そのような議論というのは委員会の中ではなかったですか。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼委員長。

7番（三鬼和昭議員） 私も、前伊藤、委員長報告にもありましたように、全てが肅々と準拠されてきたのではないということを経理報告でさせていただきましたように、私もそういった記憶、ほかの議員もそういった記憶がしていますが、前回の折につきましては、予算を伴わない、いわゆる引き上げのみの条例であったということからそういった結論がありますが、今回においては具体的には示されておりませんが予算が伴うということがございましたので、委員会においては報告いたしましたように大きな金額が動く職員のものについては全会一致で賛成しておるわけですので、予算決算委員会で修正が出ておりましたように、今回の四十数万、予算では上げるものについては、条例が、賛成された議員においては予算も伴うものであるということ、委員会、その時点においてはほかの議案がどうなるというのはいり知れない、結果が出ていないことでしたので、そう

いったことがあって、予算が伴うこともありましたが、私はそういう認識もあるのかなど、委員長として発言はございませんでしたが、そういう認識もあるのかなというように受けとめてはおります。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 今、委員長の報告の中に、予算に伴うものだから賛成に回ったんじゃないかというような話がありましたけれども、でも、その伊藤市長時代の議案提出に関しても、市長、副市長、教育長の条例変更で、賞与を上げるという条例が通れば当然その後にそれに伴う予算は計上されるはずですよ。そういうことを見込んで条例を上げているわけですからね。

ですから、今回の条例、今回は予算と一緒になっていますが、そういう理屈はちょっと通らないんじゃないんですか。そういう理屈はあり得るんですかね。予算があるからどうのこうのって、そういう問題ではないと思うんですけれども。いかがですかね。ちょっと……。

議長（村田幸隆議員） 三鬼委員長。

7番（三鬼和昭議員） 先ほど報告しましたように、委員会ではそういった議論がございませんでしたし、その時点では予算決算常任委員会等も行われておりませんので、前回の例えで言うならば、伊藤市長のときは臨時議会で条例のみであったということと、今回は予算が伴うことと、それが違うという説明をただけで、私は後で予算決算常任委員会において条例に賛成した議員が予算案のほうも賛成しましたので、そうであったのかなということをつけ添えたのみでありまして、委員会においてはそういった議論は一切ございませんでした。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員、よろしいですか。

皆さんにお断りをおきたいと思うんですが、委員長質疑の場合は、委員長の報告に対してのみ御質疑を行っていただくということで、その考え方やとか中身に入るといことは少し御自重をいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

他に御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がございますので、順次これを許可いたします。

最初に、11番、奥田尚佳議員。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 皆さん、おはようございます。

私は、議案第49号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第50号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第51号「職員の給与に関する条例の一部改正について」の3議案と、そしてそれに関連する部分の予算が計上されている議案第56号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」から議案第60号「平成26年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案、計8議案について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

今月12日に、日本漢字能力検定協会がこの1年の世相をあらわすことしの漢字に税が選ばれたと発表しました。4月から消費税が5%から8%に引き上げられ、国民の日常生活に大きな影響があったからだと思われまます。

この尾鷲市では、同時にこの4月から住民税の均等割が4,000円から6,000に引き上げられております。また、税の二重課税であると一部では言われているごみ袋についても、昨年4月から東紀州2市3町の中で率先してこの尾鷲市では有料化されており、年金生活をしている方々を初め、多くの市民の皆様の中に現在でも物すごい不満が渦巻いていると言っても過言ではありません。さらに、来年4月からは介護保険料も上がるそうです。

先日、衆議院選挙が行われました。大義のない選挙であるという報道が結構ありましたが、安倍政権が掲げる経済政策、アベノミクスの是非が大きな争点となったようです。

経済学にマクロ経済学という一つの学問があります。そのマクロ経済学の教科書によれば、安倍政権が行っている思い切った財政出動、そして桁外れの金融緩和をやれば、民間の設備投資も盛んになり、物価は間違いなく上昇し、間違いなく賃金も上昇するはずであります。しかし、実際のところ教科書どおりにはいっておりません。GTPすなわち国内総生産は、4月から6月期、7月から9月期と2四半期連続のマイナス成長であり、実質賃金は昨年7月からことしの10月まで、何と16カ月連続で前年同月比マイナスとなっております。

三重県内を見ましても、景気が上昇と答えた企業の割合から下降と答えた割合

を差し引いた数値であるB S I、すなわち全産業の景況判断指数は、10月から12月期もマイナス9.7で、3期連続でマイナスとなり、マイナス幅も前期の7月から9月期に比べ1.2ポイント拡大しております。

安倍政権発足前の2年前に比べ、全国で雇用が101万人ふえたようです。しかし中身を見ますと、2年前に比べ非正規の職員が123万人ふえ、正社員は22万人減少しており、実質的には非正規の職員しかふえていないということが言えるようです。このように今のところうまくいっていないと言われているアベノミクスですが、やはり第3の矢と言われている成長戦略がうまくいかないからだという意見が多くあります。しかし、今後規制緩和等が進み、政府が主張する第3の矢がうまくいくことを願っている次第であります。

8月に人事院は、一つ目として月例給を0.27%、1,090円、一時金を0.15月分引き上げる給与改定に関する勧告と、二つ目として給与制度を総合的に見直すことに関する勧告を行いました。これによって今議会に市長、副市長、教育長のボーナス39万2,000円の増加、職員のボーナス・給与については、一般会計分で1,258万1,000円、国民健康保険事業特別会計分で45万9,000円、後期高齢者医療事業特別会計分で4万5,000円、病院事業会計分で1,692万6,000円、水道事業会計分で94万5,000円、合計で3,095万6,000円の増加が議案として上程されました。

市長、副市長、教育長のボーナスの増加分と職員のボーナス・給与の増加分を足しますと、合計で3,134万8,000円の増加となります。これに増加分に対応する共済費が540万円以上ありますので、約3,700万円の財政負担となります。

しかし、どうなのでしょう。今の尾鷲市を鑑みたとき、ボーナスが昨年に比べ上がったところが何社あるのでしょうか。また、昨年に比べ給与が上がったところがどれだけあるのでしょうか。

先日、商工会議所の職員の方々に聞きましたが、この時期、ボーナスや給与が上がったところなんて聞いたことがないとのことであり、ボーナスについては支給されない事業所のほうが多いんですよという意見でありました。ですので、この時期に市長、副市長、教育長のボーナスを上げるというのは言語道断であります。

三重県下を見ますと、名張市、伊賀市、鳥羽市、志摩市の4市が実施を見送っております。隣の熊野市は実施するようですが、熊野市が実施したとしても、熊

野市の市長のボーナスより、現状の尾鷲市の市長のボーナスのほうが総額で約50万円ほど多いのであります。

尾鷲市の現状を十分認識してのことなのでしょうか。尾鷲市の景気はよいという判断なのでしょうか。人口は減少し、税収は減り、交付税も減少している状況の中で、財政は悪化の一途をたどっております。ですが、やらなければならない事業が山積しており、また、病院経営をどうしていくのかといった多くの課題がある中で、今期末の一般会計の借金が何と110億円の太台に乗るという現実をどのように考えているのか、余りにも無頓着だと思われます。

前市長のことは余り言いたくはありませんが、4,000ccの黒塗りの公用車を1度も乗らず売却し、市内はもちろん、県庁へ行ったりする公務のときは1,000ccの小さな車で行き来をし、また、市長の退職金廃止についても、1度は議会で否決されましたが、市長の退職金廃止を断行するなど身を切る改革を進めたことを、今の市長、副市長、教育長はどう考えているのでしょうか。

尾鷲市や尾鷲市民のことより、自分のことしか考えていないんですか。たくさん報酬を得ているにもかかわらず、こんなにも経済が疲弊している時期に、まだ私腹を肥やすんですかと市長、副市長、教育長に言いたくなる市民も少なからずいるのではないのでしょうか。

次に、職員についてであります。

名古屋市では市の中に人事委員会があり、その人事委員会は人事院の勧告と同様、企業規模50人以上で、50人以上が働く事業所を対象とした勧告を河村市長にしましたが、今回、河村市長が異議を唱えたことについて御存じの方は多いと思います。名古屋市という大都市でさえ市役所職員の給与は市内の実態を反映していないということでもあります。こういう時期なので、名古屋市のように若い人たちの給与を上げ、平均を超えている方々は上げないとかいった議論があり、工夫を凝らしたものであればまだしも、民間の賃金は上がらず、経済的に疲弊している尾鷲市において、人事院勧告だからといってこの時期に職員のボーナスや給与を安易に上げることはいかなものかと思われます。

議案上程の説明があった11月25日以降、私は市民の30人以上の方々に、市長、副市長、教育長のボーナスが上がること、そして職員のボーナス・給与が上がることについて率直な意見を頂戴しました。その結果、ええやないかね、どんどん上げてやれといったような乱暴な発言をする方も何人かいましたが、よくよく話をしますと、やはりおかしいな、こんな時期にといった意見が皆さんから

返ってきました。話を聞いた全ての方が、全ての方が、こんな時期に信じられん、何考えておるんや、市は、市民のことをもっと考えよといった厳しい意見ばかりでした。

中には市長批判だけでなく、議会批判を長々とされた市民の方がいて、ボーナス・給与を上げるという議案のことは地元紙を見て知っているが、それについて議員がどういう判断をするのか注目しておるんやという方もいました。尾鷲市の直近の1人当たりの分配所得は年間221万8,000円であり、全国的に見てもかなりの低水準であります。しかし、尾鷲市の一般行政職の平均給与は現在年間436万円超となっており、ボーナスを加味すると明らかに1人当たり分配所得の2倍をはるかに超えます。

今回の人事院勧告は、ボーナス・給与を上げる一方で、来年4月から、50歳代後半層では公務員給与が民間給与を上回っている現状を鑑み、俸給表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳代後半層の職員が多く在職する号俸については4%下げるとなっております。しかし、皆さんに申し上げたいのは、この俸給表の引き下げについては3年間の経過措置があり、3年間下がることは実質ありません。ですから、来年4月から給与が下がるんだから、今回のボーナス・給与は上げるのは当然だという考えはナンセンスなのであります。

政府は言います、地方も近々必ず賃金が上がりますと。アベノミクスが今後どうなるのか、はっきり私にはわかりません。しかし我々は今、政府を信じるしかありません。ですので、それを信じるとすれば、来年なのか再来年なのかわかりませんが、この尾鷲市の中で民間においても賃金が上がったと多くの方々が実感できる時期が来ると思われます。職員の皆さんの給与について、3年間の給与措置の中で、来年4月以降人事院は下げることが勧告しておりますが、アベノミクスの成功を信じれば、間違いなく3年以内には給与引き上げの勧告があるはずで、もしかしたら来年以降ずっと給与引き上げの勧告をするのではないかという意見もあります。ですので、市民の皆様が市役所の職員の給与も上げてやったらどうなんやと言ってくる時期が必ず来ると思われます。

最近、市民の皆様の間から、市はどないなっておるんやとか、市長は何考えておるんやろうなとかいう声をよく聞きます。その一方、議会に対する厳しい意見もかなり耳にします。先日の議会報告会の中でも市民の方から、執行部に対するチェック機関としてしっかりせいというような意見もありました。私は市民の代表として市民の声を尊重するという観点と執行部に対するチェック機関として

の議員の責務を果たすという意味で、なあなあではなく、市民感覚とはかなりかけ離れた条例改正の3議案とこれに関連する予算の5議案につきましては、反対させていただきます。

議長（村田幸隆議員） 次に、9番、榎本隆吉議員。

〔9番（榎本隆吉議員）登壇〕

9番（榎本隆吉議員） それでは、議案第49号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」と議案第50号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」及び議案第56号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」の反対討論をさせていただきます。

私は、今回提出された議案を見たとき単純に、市長も給料が上がるのか、うれしいやろうなと思い、人勧という言葉に自分の現役のころを考え、懐かしく思っていました。しかし、定例会冒頭の質疑や総務産業常任委員会でのやりとりを聞いて、改めて自分が市会議員であり、市民の思いや意見の代弁者だと気づいて、本当に今ここでこの議案に賛成することが市民の多くの意見、思い、願望だろうか、市民の側に立った判断だろうかと考えるようになり、何人かの知人に意見もいただき、反対の結論になりました。

この寒空に朝3時4時に起きて、鼻水をすすりながら、かじかむ手で網を巻き上げる漁師の給料が二十数万円。真夏のじりじりと照りつける太陽の下で、汗びっしょりになりながら丸太担いで、やっぱり給料は二十数万円。同じように1日、そして1カ月働いてもらう給料十数万円の市の臨時職員。1円2円もうけるためにそろばんをはじき、頭を悩ませる小売店の人たち。細々と生活する年金生活者。何十円単位のごみ袋が高いと訴える市民。

そんな尾鷲市民の経済・生活状況の中で、市長の給料90万円、ボーナス380万円。道行く市民に一度聞いてみたらどうですか。市長の私、今回また給料・ボーナスを上げてもらいます、どうでしょうか。市長さん、よかったな、上げてもらえいという人が何人いるのでしょうか。

私は市長が民間の社長と同じようにおのれの才覚と能力と努力によってもうけているのなら、幾らもらおうと勝手だと思えます。しかし、市長や私たちの給料は、こんな人たちからの少しずつの税金です。払う人たちの身になったら、とてもこれ以上上げてくれとは言えないのではないのでしょうか。

市長や市議は、市民の選挙によって選ばれた政治家です。ですから、私たちは絶えず市民の声に謙虚に耳を傾け、市民の生活をよく見、市民とともに喜び、悲

しみ、苦勞すべきだと思います。政治家は市民を先にし、おのれは後にすべきだと思います。それが市長の言う現場主義、ともにつくる共創ということではないでしょうか。

私は何も大衆迎合主義、ポピュリズムを標榜しているわけではありません。もちろん是は是、非は非で、その是非を説くべきです。

90万円、380万円が多いか少ないかは議論の分かれることかも知れませんが、しかし、私は今は上げるべきときではないと思います。市民を思う市長として、上げるべきではないと思うのです。こんなことをやっていたら、市民の政治不信は募り、怒り、嫉妬そして無力感が増すばかりではないでしょうか。

おのれの給料を50%カットし、町民を鼓舞した海士町長が言っていたではありませんか。トップが変われば、職員が変わる。職員が変われば、地域が変わる。それが地域再生、地域創生の最大のポイントだ。

今回、市長が人勸にかかわらず三役の給与は上げません、市民の皆さんとともに尾鷲市の再生に邁進努力いたしますと言ってくれたらと思います。

以上、私は尾鷲市の経済状況、また市民感情から一市議として今は上げるべきではないと判断し、今回の2議案及び関連する議案第56号について反対いたします。

議長（村田幸隆議員） 次に、8番、南靖久議員。

〔8番（南靖久議員）登壇〕

8番（南靖久議員） それでは、質問通告に従いまして、議案第49号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第50号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」の計2議案について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

光陰矢のごとし。ことしも大半の市民の方々は厳しい年の瀬を迎えようとしております。ことしこそは、来年こそはよい年であるようにと毎年願うものの、依然として尾鷲市の経済情勢は、長引く地場産業の低迷や、著しい人口減少、少子高齢化と相まって、ますます悪化の一途をたどっておるのが現状でございます。

また、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表いたしました2040年の将来推計人口によると、尾鷲市の人口が8,758人と予測され、三重県下14市中、まことに残念なことですが、唯一尾鷲市だけが消滅する可能性が高い市として紹介をされております。一方、近隣の紀北町の推計人口は1万64人、熊野市においても1万239人と予測されており、いずれも消滅可能性が高い市町

としての位置づけはなされておられません。

このような当市を取り巻く厳しい社会情勢の中で、市役所の果たす役割は重大で、議会とともに市長の政治責任も増大するばかりであります。市民目線に立った市政執行が今、岩田市長に求められていると言っても決して過言ではないでしょう。

しかし、今回提出されました市長、副市長、教育長の給与等に関する条例の一部改正は、国の人事院勧告に準拠し提出したことは論をまたないところでありますが、さきの議案質疑の中でもお話しさせていただきましたように、現在、当市の財政状況や市の経済情勢を鑑みると、期末手当0.15アップ、金額にして市長で14万5,800円、副市長12万8,160円、教育長11万7,540円の増額は、執行部から見れば、一般会計予算総額110億2,334万円と比較すれば、わずかの金額ではないかとの判断をしているようですが、国民年金生活を送っている市民から見れば2カ月から3カ月分の生活費に値する額で、当然として賛同できるものではありません。

三重県下14市でも、今回の人事院勧告を準拠し、職員の給与に関する条例の一部改正については、3年間の経過措置があるものの、将来に向けて退職手当金の大幅減額や高年層給与の削減等を実施するとともに、若年層給与を手厚くしていこうとする改革なので全市が議案提出をしておりますが、特別職の市三役と議員の給与に関する条例の一部改正についての議案提出を見送っている市は、先ほど奥田議員からもありましたように、名張市、鳥羽市、志摩市、伊賀市の4市で、それぞれ市の諸情勢や市民感情を判断しての見送りだと理解をするものであります。

なお、今回議案上程をしている熊野市長の例を紹介しますと、現行期末手当2.95カ月分を尾鷲市と同じく0.15アップして3.1カ月に改正をするものですが、支給率が尾鷲市の4.1と比較すると1カ月分低く、金額にしても、尾鷲市長は現行で383万9,000円に対して熊野市長318万6,000円と低く設定されており、河上市長の政治姿勢をかいま見ることができます。

幸い、尾鷲市議会議員の給与等の条例改正は村田議長の賢明な判断で議案上程とならなかったことは、市の経済情勢や市財政とともに市民生活を考慮した判断だと理解をいたすところであります。

本来でありますと、二元代表の一方の議会が議案上程を見送る判断をすれば、普通、市の三役の議案上程も行わないのが一般的な考え方だと思いますが、いか

んせん、執行部の考えと議員の考えは、地方公務員法第14条、「地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。」と明記されております。この社会一般情勢とは、普通、尾鷲市の社会情勢を判断するのが本意だと考えますが、どうも岩田市長の考え方は我々議員と大きく異なっているようであります。

岩田市長は議案質疑の中で、職員給与との関連もあるので理解してほしい、また、みずから給与20%カット、期末手当10%カットを続けていることを述べられており、その判断には私も一定の評価をしておりますが、岩田市長と同様に、鈴木英敬三重県知事も就任以来、みずから給与30%カット、期末手当50%カット、そして退職金4,716万円も全額カットして、県民に対してみずから身を切り、知事としての気概を県民に示すことにより、県政運営において県民の理解と支持を得ているものと考えており、私も支持する県民の1人であります。

もっと踏み込んで言えば、本来1,878万円あるはずの鈴木知事の給与は、平成25年の所得合計では844万カットしているので1,014万、日本で一番給与の低い知事として頑張っていることは周知の事実であり、また、驚くことに、知事給与は三重県議平均所得1,245万円より230万円も低いそうであります。

尾鷲市においても、平成17年11月の臨時議会で今回の提出議案と同じく人事院勧告に準拠し、市三役、議会、職員の給与に関する条例の一部改正が提出をされましたが、職員の給与に関する条例の一部改正のみが可決されたものの、市長及び副市長、教育長、議員の給与に関する条例の一部改正の3議案はいずれも賛成少数で否決された経過があります。当時も市の経済状況や市財政が厳しい中での特職職の給与アップは市民からも理解が得られないとし、私も反対に回った一人として認識を新たにしているところであります。

当時の市民1人頭の市民所得252万円、市内総生産額701億5,600万円、そして平成24年度の1人頭の市民所得が221万円、総生産額にしても667億円と減少するばかりか、小売業等の事業所の数も501事業所から324事業所に激減をしているのが今の尾鷲市の姿でございます。

平成25年度一般会計歳入歳出決算書の監査意見書にも、市税収入の減少はもとより、財政力指数や実質公債費比率も年々上昇する傾向であり、一方の歳出面では、将来予想されている大規模地震、津波に備えた整備事業がめじろ押しに控

える中、今後の財政運営は事業の選択と集中を徹底し、行政コストのさらなる縮減を進め、最小の経費で最大の効果を発揮し、地域経済の活性化に取り組むよう期待すると明記されております。

前回、議案否決した平成17年と現時点とを比べましても、当市の経済情勢や財政状況が一向に好転する兆しがなく、今回上程されております市三役の給与等に関する条例の一部改正についての議案第49号と議案第50号の2議案には前回と同様に賛成できる理由が見当たらず、到底容認できないものと判断をいたすところであります。

どうか議員の皆さんにおかれましても、市民感覚を踏まえ、反対討論の趣旨を十分御理解の上、御賛同賜りますことを心からお願いをいたしまして、反対討論にかえさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はございませんか。

1番、真井紀夫議員。

〔1番（真井紀夫議員）登壇〕

1番（真井紀夫議員） 私は、議案第49号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第50号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第51号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、以上3議案に対して、反対の立場で討論をいたします。

簡潔に申し上げます。この3議案につきましては、いずれも今回の人事院勧告に伴い期末手当の支給割合を上積みして、100分の15引き上げとするものです。この件について、尾鷲市では従来から人事院勧告に沿った形で引き上げや、あるいは引き下げを行ってきたことは承知しておるところではありますが、現在の尾鷲市内の経済情勢そして市民感情に鑑みれば、今回の期末手当支給割合の引き上げは行うべきではないと私は判断をいたしました。

よって、議案第49号、第50号、第51号の条例の一部改正については認めることはできません。この3議案いずれも私は反対するものであります。

議長（村田幸隆議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第49号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 少 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手少数。

挙手少数でございます。よって、議案第49号は、否決をされました。

次に、日程第3、議案第50号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 少 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手少数。

挙手少数でございます。よって、議案第50号は、否決をされました。

次に、日程第4、議案第51号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第5、議案第52号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第6、議案第53号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第7、議案第54号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第8、議案第55号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第9、議案第56号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決をいたします。

日程第9、議案第56号について原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起 立 少 数)

議長（村田幸隆議員） 起立少数。

起立少数であります。よって、議案第56号は、否決をされました。

次に、日程第10、議案第57号「平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別

会計補正予算（第２号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 多 数）

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第５７号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１１、議案第５８号「平成２６年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 多 数）

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第５８号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１２、議案第５９号「平成２６年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第２号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 多 数）

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第５９号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１３、議案第６０号「平成２６年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 多 数）

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第６０号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第１４、議案第６１号「尾鷲市過疎地域自立促進計画の一部変更」

ついて」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第15、発議第5号「CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(村田幸隆議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第15、発議第5号「CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

ただいま可決をされました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第16、報告第14号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告第14号につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 追加提案させていただきます報告案件について御説明いたします。

報告第14号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、平成26年9月19日午前10時15分ごろ、本市職員が市内末広町内の国道42号東側駐車場から国道紀北町方面へ右折しようとしたところ、追い越し車線を熊野市方面へ南進中の車両と衝突したことによるものであります。

このことから、平成26年11月26日に損害賠償額を79万8,059円と決定すべく、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上で追加報告の御説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で説明を終わりました。

これより報告第14号に対する質疑に入ります。報告案件であることに御留意の上、御発言を願います。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

さて、12月2日の開会以来、御提案いたしました各種重要案件につきましては、終始慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

今回の議案におきましては、市民の皆様及び議員各位に御迷惑をおかけいたしましたことを改めておわび申し上げます。

また、審議の中でさまざまな御指摘や御意見等をいただきましたことを十分に反省し、今後の市政運営に一層努めてまいりたいと思います。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがと

うございました。

議長（村田幸隆議員） 去る12月2日以来、長い間まことに御苦勞さまでございました。

これをもって平成26年第4回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時08分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 三 鬼 和 昭